

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

＜適格専攻科の質の保証の取組＞

- **文部科学省が、基準に基づき認定**（別添1）
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく「**外部の識見を有する者による評価**」（**独立した第三者による評価**）を5年以内に1回義務付け
- 指定養成規則等に基づく**大臣の指定**等、教育課程や教員資格等に対する**立入調査等**（別添2）

※参考：一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。（「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日 中央教育審議会））

修了者に大学院入学資格の付与が認められる 専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。
※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める 専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるものを対象とすることを検討。

（例）

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

【指定養成施設による取組例】

事例 1 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員 2 名以上で編成して実施している。

事例 2 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。